

# 新校再編実施計画懇話会開催要綱

## (目的)

第1 県教育委員会が、統合新校ごとの再編実施基本計画を策定するにあたり、再編対象校に加えて、対象校が所在する地域の意見を聴くため、「新校再編実施計画懇話会」(以下、「懇話会」という。)を開催する。

なお、懇話会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではないものとする。

## (会議事項)

第2 懇話会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 学校像、教育方針等に関する事
- (2) 校地・施設・設備等に関する事
- (3) 管理運営等に関する事
- (4) 教育内容等に関する事
- (5) その他、県教育委員会が必要と認める事項に関する事

## (構成員)

第3 懇話会の構成員は、統合対象校の学校関係者(校長、教職員等)、地域の代表(自治体関係者、産業界の代表等)、同窓会、PTA、生徒の代表等とし、必要に応じ、県教育委員会が依頼する。

2 会議に座長を置く。

## (開催期間)

第4 会議は統合新校が開校するまでの間、開催するものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。